平成２７年（フ）第３６号
北海道上川郡当麻町３条西３丁目１番203―４号
債務者　佐藤　忠行
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０８７号
東京都多摩市永山６丁目16番地の８サンテーズナガイ502
債務者　加藤　　一
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン14―６号棟702号
債務者　新堀　　武
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９号
横浜市港北区大豆戸町572番地５　新横浜さわやか苑
債務者　増田　和雄
成年後見人　堀江　直樹
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６５号
横浜市磯子区磯子８丁目９番16号　腰越荘近藤方
債務者　古味　源治
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９８号
大阪府枚方市東香里元町50番４号
債務者　本田　崇史（旧姓鈴木・中原）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７０号
大阪府高槻市松川町16番16号
債務者　坂　　光人
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８２号
大阪市住吉区我孫子東２丁目７番23号　第２飛龍ハイツ105号
債務者　江口　美和（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７６号
大阪府東大阪市太平寺２丁目３番29号　東和マンション302号
債務者　小田　　強
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３号
栃木県宇都宮市上御田町491番地１　Ｙ＆Ｍファーストステージ105、前住所栃木県宇都宮市若松原１丁目11番19号　プリマカーサＣ101
債務者　吉原　祐也
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2335番地79
債務者　荒井　直樹
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７号
栃木県宇都宮市川田町1241番地13　えびすコーポ105
債務者　荒井　弘之（旧姓野澤・藤田）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９号
栃木県鹿沼市仁神堂町51番地７
債務者　飯塚　晴美
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４０号
栃木県足利市助戸１丁目591番地
債務者　出山　淳子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５号
栃木県足利市山下町915番地５
債務者　大塚　利一
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部